

看護師宿舎施設整備事業実施要領

(目的)

第1 県は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の離職防止を図るため、第2に掲げる者（以下「補助対象事業者」という。）が行う看護師宿舎施設の整備事業に要する経費について、当該補助対象事業者に対し、予算の範囲内において看護師宿舎施設整備費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下、「補助要綱」という。）、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2 この事業の補助対象事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、及び公的団体（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会）を除いた者であって、次の（1）及び（2）の条件を満たす者とする。

- (1) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院。
- (2) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院。

(交付対象等)

第3 看護師宿舎施設整備費補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表1のとおりとし、補助額は次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1の第3欄に定める補助率及び別表3に定める調整率を乗じて得た額を補助金とする。

2 次に掲げる費用については、この補助金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他の工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物（既存建物を買収することが建物を新築することより効果的であると認められる場合における当該建物を除く。）の買収に要する費用

(5) その他整備費として適当と認められない費用

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月13日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表1

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。 (基準面積) 看護師1人当たり 33㎡	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。)	0.33

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表2 1平方メートル当たりの単価表

構造	単価
鉄筋コンクリート	178,500円
ブロック	156,000円
木造	178,500円

(注) 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表3 既存病床数の割合による調整(前年度3月31日現在)

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病棟、感染症病棟、結核病棟、療養病棟、一般病棟の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00